

## 議案第180号

さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について

さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年さいたま市条例第40号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。  
（住民基本台帳カードの利用に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前のさいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例第5条第1項の規定により交付サービスの提供を受けている住民基本台帳カードの利用については、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。  
（印鑑登録証とみなされた住民基本台帳カードの利用に関する経過措置）
- 3 施行日前に附則第7項の規定による改正前のさいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第7条の2第2項の規定により印鑑登録証とみなされた住民基本台帳カードの利用については、施行日から当該住民基本台帳カードの有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。  
（さいたま市市税条例の一部改正）
- 4 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)第13条第2項に規定する端末機による法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成24年さいたま市条例第40号)第2条第1号に規定する自動交付機及び同条第2号に規定する民間端末機による法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。</p> <p>3 [略]</p>

(さいたま市事務手数料条例の一部改正)

5 さいたま市事務手数料条例(平成13年さいたま市条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の種類</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 各種の証明</td> <td>1件につき 300円(さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)第13条第2項に規定する端末機により証明書の交付を受ける場合については、1件につき200円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2~4 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	事務の種類	手数料の額	1 各種の証明	1件につき 300円(さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)第13条第2項に規定する端末機により証明書の交付を受ける場合については、1件につき200円)	2~4 [略]		<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務の種類</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 各種の証明</td> <td>1件につき 300円(さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成24年さいたま市条例第40号)第2条第1号に規定する自動交付機及び同条第2号に規定する民間端末機により証明書の交付を受ける場合については、1件につき200円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2~4 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	事務の種類	手数料の額	1 各種の証明	1件につき 300円(さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成24年さいたま市条例第40号)第2条第1号に規定する自動交付機及び同条第2号に規定する民間端末機により証明書の交付を受ける場合については、1件につき200円)	2~4 [略]	
事務の種類	手数料の額												
1 各種の証明	1件につき 300円(さいたま市印鑑条例(平成13年さいたま市条例第200号)第13条第2項に規定する端末機により証明書の交付を受ける場合については、1件につき200円)												
2~4 [略]													
事務の種類	手数料の額												
1 各種の証明	1件につき 300円(さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成24年さいたま市条例第40号)第2条第1号に規定する自動交付機及び同条第2号に規定する民間端末機により証明書の交付を受ける場合については、1件につき200円)												
2~4 [略]													

(さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部改正)

6 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円（さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機（以下「端末機」という。）により交付を受ける場合については、1件につき200円）	2 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円（さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年さいたま市条例第40号）第2条第1号に規定する自動交付機及び同条第2号に規定する民間端末機（以下「交付機等」という。）により交付を受ける場合については、1件につき200円）
3～7 [略]		3～7 [略]	
8 印鑑登録に関する証明	1件につき 300円（端末機により証明書の交付を受ける場合については、1件につき200円）	8 印鑑登録に関する証明	1件につき 300円（交付機等により証明書の交付を受ける場合については、1件につき200円）
9・10 [略]		9・10 [略]	

（さいたま市印鑑条例の一部改正）

7 さいたま市印鑑条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証の返還)</p> <p>第9条 印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本人又はその代理人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。</p>	<p>(住民基本台帳カードによる印鑑登録証)</p> <p>第7条の2 前条の規定にかかわらず、市長は、印鑑の登録を受けた者から住民基本台帳カードを印鑑登録証とする旨の申請があったときは、当該申請を行った者の住民基本台帳カードに印鑑の登録を受けている旨を記録し、当該申請を行った者に対して交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定により交付した住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カードによる印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。</p> <p>3 市長は、住民基本台帳カードによる印鑑登録証の交付を受けている者から住民基本台帳カードを印鑑登録証としない旨の申請があったときは、住民基本台帳カードから印鑑の登録を受けている旨の記録を抹消した上で返却し、印鑑登録証（前項の規定により印鑑登録証とみなされた住民基本台帳カードによる印鑑登録証を除く。第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項第2号、第13条第2項及び第18条第2号において同じ。）を新たに交付するものとする。</p> <p>(住民基本台帳カードによる印鑑登録証の有効期間)</p> <p>第7条の3 住民基本台帳カードによる印鑑登録証の有効期間は、当該住民基本台帳カードの有効期間と同一とする。</p> <p>(印鑑登録証の返還)</p> <p>第9条 印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）が、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するときは本人又はその代理人、次の第5号に該当するときは本人は、印鑑登録証を市長に返還しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第7条の2第1項に規定する申請を行うとき。</p> <p>2 住民基本台帳カードによる印鑑登録証の交付を受けている者が前項第1号又は第4号に該当するときは、市長は、住民基本台帳カードから印鑑の登録を受けている旨の記録を抹消した上で返却するものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 印鑑登録者又はその代理人（住民基本台帳カードによる印鑑登録証を添えて申請する場合は、印鑑登録者に限る。）は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証（住民基本台帳カードによる印鑑登録証の場合は、住民基本台帳カードによ</p>

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。第17条において同じ。）に使用し、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

(印鑑登録証明書の交付)

第17条 市長は、第13条の規定により印鑑登録証明書の交付申請があったときは、当該申請をした者に対し、印鑑登録票に登録されている印影の写し（電子計算機又は端末機により出力されたものを含む。以下同じ。）に次に掲げる事項を記載して作成された印鑑登録証明書を交付するものとする。

(1)～(5) [略]

る印鑑登録証及び暗証番号)を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証をさいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年さいたま市条例第40号。以下この項において「利用条例」という。）第2条第1号に規定する自動交付機（以下「自動交付機」という。）に使用し、又は住民基本台帳カード（利用条例第4条第2項の規定により、利用条例第3条第4号に規定する自己に係る印鑑登録証明書を交付することに必要な情報を記録したものに限る。）を自動交付機及び利用条例第2条第2号に規定する民間端末機（以下「民間端末機」という。）に使用し、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

3 [略]

(印鑑登録証明書の交付)

第17条 市長は、第13条の規定により印鑑登録証明書の交付申請があったときは、当該申請をした者に対し、印鑑登録票に登録されている印影の写し（電子計算機、自動交付機又は民間端末機により出力されたものを含む。以下同じ。）に次に掲げる事項を記載して作成された印鑑登録証明書を交付するものとする。

(1)～(5) [略]